租税特別措置等の事前評価について

- 1. 租税特別措置等の評価の概要
 - (I) 評価の対象

特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う、国税における租税特別措置(法人税に限る)及び地方税における税負担軽減措置(法人税、法人住民税及び法人事業税に限る)(以下「租税特別措置等」という。)の新設、拡充及び期限の変更を目的とする政策の事前評価及び事後評価を行う。(「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)による義務)事後評価については、既存の租税特別措置等について、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定し、実施する。

- (II) 評価の内容
 - ・租税特別措置等の必要性、有効性、相当性等
- 2. 評価書の公表時期・公表までの流れ

政策所管部局において租税特別措置等の評価書(案)の作成 ※評価書様式は政府統一(別紙)

政策評価に関する有識者会議委員からの助言

8月末までに総務省に送付し公表

(参考) 平成28年度に文部科学省が行った租税特別措置等の事前評価

- ・試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
- ・中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
- ・退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃
- ・2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置
- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う所要の非課税措置 の創設

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

		「「「」」」は同立には、の政策の予約の「自由
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	
2	対象税目	(法人税、所得税:外)
		(法人住民税、法人事業税:義)
		【新設·拡充·延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》
		// PB // A -T //
		《関係条項》 和粉料 #
		・租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 条、
		・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 条
4	担当部局	
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期:平成 年 月 分析対象期間:平成 年度~ 年度
	対象期間	
6	租税特別措置等の創設	
	年度及び改正経緯	
7		│ 年間(平成 年度~ 年度)
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその	
	根拠	
		《政策目的の根拠》
		-○○法(平成○○年法律第○○号)第○条
	② 政策体系	政策目標 1
	における	施策目標 1
	政策目的	WONE HIM.
	の位置付	
	け	
	l '	

		及 実	達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与
9	有効性 等	① 遃	5.用数等	○適用件数及び適用額
		②	龙 収額	○減収額

	③ 効果・税収	《効果》
	減是認効	○達成目標の実現状況
	果	O 连 风 日 棕 O 天 坑 朳 儿
	本	
		○和税性別供業等に k 2 直接的な効果
		〇租税特別措置等による直接的な効果
		《税収減を是認するような効果の有無》
10 相当性	① 租税特別	
	措置等に	
	よるべき	
	妥当性等	
	② 他の支援	
	措置や義	
	務付け等	
	との役割	
	分担	
	③ 地方公共	
	団体が協	
	力する相	
	当性	
11 有識者の		
「日戦日の	クし ガキ	
12 前回の事	前評価又は事	
後評価の		
<u> Дигши</u>	2 < 20 c d 1 / M l	

適用数等及び減収額の算定根拠

〇平成 年度

区分	数值	出典·計算式等	備考
① 適用件数			
② 適用額			
③ 減収額			
④ 法人税			
⑤ 法人住民税			
⑥ 法人事業税			
⑦ 所得割			
⑧ 地方法人特別税			

〇平成 年度 (略)

〇平成 年度

	der 11		
区分	数值	出典·計算式等	備考
① 適用件数			
② 適用額			
③ 減収額			
④ 法人税			
⑤ 法人住民税			
⑥ 法人事業税			
⑦ 所得割			
⑧ 地方法人特別税			

〇平成 年度

区分	数值	出典•計算式等	備考
① 適用件数			
② 適用額			
③ 減収額			
④ 法人税			
⑤ 法人住民税			
⑥ 法人事業税			
⑦ 所得割			
⑧ 地方法人特別税			

○平成 年度から 年度まで(略)

租税特別措置等による直接的な効果の算定根拠

〇平成 年度

区分		数值	出典·計算式等
	① 適用法人数		
	② 土地譲渡法人数		
マン・ケ	③ 土地譲渡件数		
アンケ ート調	④ 土地取得法人数		
査の結	⑤ 土地取得件数		
果	⑥「本特例が廃止又は縮小さ		
_	れた場合に新規設備投資にマ		
	イナスの影響を与える」と回答		
	した法人の割合		
	⑦ 適用法人数		
	⑧ 土地譲渡法人数		
直接的	⑨ 土地譲渡件数		
な効果	⑩ 土地取得法人数		
の算定	⑪ 土地取得件数		
	⑫ 土地取引件数		
	③ うち直接的な効果		

(注)

〇平成 年度から 年度まで

(略)